

長期継続契約に係る特約事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年大崎市条例第304号）による長期継続契約に該当するときは、下記の特約事項に従うものとする。

記

- 1 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、既契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。